

令和6年度豊後高田市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、豊後高田市の事務・事業の実施に伴い調達する物品及び役務（以下物品等という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的とする。

2 方針の適用範囲

この方針は、豊後高田市の全組織を対象とする。

3 調達する物品等と目標額

豊後高田市が障がい者就労施設等から調達する物品等と目標額は、次のとおりとする。

- ・物 品：食品類、農産物、日用品、印刷物、記念品、その他
- ・役 務：軽作業、除草、清掃作業、その他
- ・目標額：物品、役務それぞれ令和5年度実績比10%増

4 障がい者就労施設等の範囲

障害者総合支援法に基づくサービス等を提供する事業所・施設（就労継続支援事業所、地域活動支援センター等を運営する事業所等）をいう。

■豊後高田市内事業所 高田みづほ園、コスモス、ひまわり苑、八光園、いちょうの森、大樹、ワークセンターレインボウ

5 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、豊後高田市ホームページ等を通じて公表する。

6 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに取りまとめ、情報提供する。

なお、共同受注窓口（※）が設けられ、様々な物品等の調達に対応できる体制が構築されていることから、特に豊後高田市内に発注可能な事業者がない場合は、積極的に活用することとする。

（※）一般社団法人おおいた共同受注センター 大分市大手町2丁目3番17号 大手町太陽ビル601 電話097-529-7622

7 豊後高田市の担当窓口

この方針に関する担当窓口は、社会福祉課障がい福祉係とする。

豊後高田市障がい者就労施設等における提供可能物品及び役務

令和6年4月現在

	施設名	〒	所在地(豊後高田市)	電話(0978)	FAX(0978)	提供可能な物品	提供可能な役務
1	ひまわり苑	872-1105	西真玉2077番地3	23-4100	23-4101	野菜、クッキー	農家委託作業(収穫・除草等)、公園管理、自動車部品・工業製品の組立、戸別配送(日用品、食品等)
2	高田みづほ園	879-0608	呉崎760番地7	24-3200	24-3236	白ネギ 落花生(塩煎・殻煎・素煎)	清掃、除草、公園管理、戸別配送(日用品・食品等)
3	コスモス	879-0604	美和1684番地	25-4111	25-4141	食パン、菓子パン、クッキー	シール貼り、袋詰め
4	八光園	879-0606	玉津462番地	24-1330	24-1330	わらじ、わらじストラップ 布製マスク	自動車部品・電子機器組立、包装機材再生、ミシン作業
5	いちょうの森	879-0601	草地7509番地	24-2102	24-2102	野菜	自動車部品組立、除草、農作業、工業用ゴム製品のバリ取り
6	大樹	879-0617	高田2110番地6	25-6325	25-6326	印刷(名刺・チラシ・ポスター・封筒)、オリジナルTシャツ等のオリジナルプリント商品の受注(10枚～)、Tシャツのインターネット販売	清掃、除草、シール貼り、自動車部品組立、箱折り、野菜の袋詰め
7	ワークセンター レインボウ	879-0604	美和3642番地1	24-2680	24-2686	—	リサイクル資材分別・収集、一般廃棄物収集・運搬、除草、農作業、家屋片付、家電処理